



おおたわら七福神めぐり

日帰りバスツアー



■出発日: 令和元年9月7日(土) 日帰り

■旅行代金: 3,000円 (昼食、貸切バス、七福神色紙含む)

■募集人員: 最少催行15名～最大30名(先着順)

■申込期間: 8月19日(月)～8月28日(水)

■集合場所 大田原市役所庁舎南側駐車場(大田原市本町1-4-1)

■集合時間: 令和元年9月7日(土)午前8時15分受付開始

■添乗員: 同行しません。 ■食事: 昼食1回

■その他: 動きやすい服装、履きなれた靴でご参加ください。

■旅行代金は当日集合場所の係員にお支払ください。

■協力: 大田原七福神会

大田原商店連盟

大田原市観光協会

日程(日帰り)

大田原市役所庁舎南側駐車場<8時30分出発>・・・成田山(弁財天)⇒光真寺(大黒天)⇒大田原神社(恵比寿神)⇒洞泉院(布袋尊)⇒正法寺(寿老尊)⇒不退寺(毘沙門天)⇒長泉寺(福祿寿尊)⇒きりり佐久山農産物直売所・立岩屋(昼食)⇒大田原市総合文化会館(ラー油作り体験※別料金)・・・大田原市内施設見学・・・解散<16時頃解散予定>

◆凡例: ⇒バス／・・・徒歩

ご旅行条件書 ※ここに記載のない事項は当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。

1. 旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(普通席)、食事の代金及び税・サービス料、観光の代金(入場料金・ガイド料金)

※上記旅行サービスをお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払戻しはいたしません。

2. 旅行代金に含まれないもの

前項の他は旅行代金に含まれません。その一部を例示します。

①自由行動中の見学科、食料、交通費等②超過手荷物料金(規定の重量・大きさ・個数を超える分について)③クリーニング料、電話料金、メイドに対するチップ、その他追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料④傷害、疾病に関する医療費(傷害、疾病保険料等)⑤希望者のみ参加されるオプションツアーの旅行代金⑥ご自宅から発着地までの交通費宿泊費

3. お申込み条件

①20歳未満の方がご参加の場合は、保護者の同意書が必要です。②身体に障害のある方、健康を害している方、日常的な歩行が困難な方はその旨をお申出下さい。団体行動に支障をきたすと当社が判断する場合は、お申込みをお断りさせていただきます。同伴者の同行を条件とさせていただきます場合があります。

4. お申し込み方法と契約の成立、代金のお支払い

①お電話にてご予約をお願いいたします。代金のお支払いについては、当日係員にお支払ください。

5. 旅行契約内容旅行代金の変更

①当社は天災地変、戦乱、暴動、運送宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。また、その変更に伴い旅行代金を変更することもあります。②著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は、旅行代金を変更することがあります。増額する場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前に通知します。減額する場合は運賃・料金の減少額だけ旅行代金を減額します。なお、払戻すべき金額が生じる場合は、契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に払戻しいたします。

6. お客様の交替

お客様は当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲渡することができます。

7. 取消料(お客様による旅行契約の解除)

①お客様はいつでも下記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。但し、解除のご連絡は当社又はお申込み後の営業時間内にのみお受けいたします。

②当社の責任とならないローンの取扱い上の事由に基づき、お取消しになる場合も下記取消料をお支払いいただきます。

③お客様のご都合でお申込みの旅行の旅行開始日やコースの変更をされるときは、お客様から契約の解除があったものと見て、所定の取消料を申し受けます。

④次の場合は取消料はいただきません。

(a) 契約内容に下記「旅程保証」の変更補償金の支払い対象に該当する変更及びその他の重要な変更があったとき。(b) 著しい経済情勢の変化等による運送機関の運賃・料金の改定によって旅行代金が増額されたとき。(c) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合、旅行の安全かつ円滑な旅行の実施が不可能となり又は不可能となるおそれ極めて大きいとき。(d) 当社の責に帰すべき事由により当初の日程どおりの旅行の実施が不可能になったとき。

⑤取消料

旅行開始日の前日から起算してさかのぼって

10日目に当たる日以降: 旅行代金の20% 7日目に当たる日以降: 旅行代金の30%

旅行開始日の前日: 旅行代金の40%

旅行開始日当日: 旅行代金の50%

旅行開始後又は無連絡不参加: 旅行代金の100%

8. 当社による旅行契約の解除

次の場合、当社は契約を解除する場合があります。お客様の旅行代金の不払い、申込条件の不適合、

病気、団体行動への支障、当社の関与し得ない事由により旅行の円滑な実施が不可能なとき等。

9. 旅程管理等

当社は安全で円滑な旅行の実施の確保に努めます。お客様は団体行動中、当社係員の指示に従っていただきます。

10. 当社の責任

当社は、当社又は手配代行(旅行サービスの手配を当社に代って行う者)が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときはその損害を賠償いたします。(お荷物の賠償限度額は、当社に故意又は重大な過失がある場合を除きお一人15万円)

11. お客様の責任

当社はお客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときはお客様から損害の賠償を申し受けます。

12. 特別補償

当社は、当社の責任が生ずるか否かを問わず、旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)別紙の特別補償規程で定めるところにより、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命又は手荷物の上に被った定の損害について補償金及び見舞金を支払います。

13. 旅行条件基準日

令和元年7月10日現在の運賃料金を基準としています。

14. その他

当社はいかなる場合でも旅行の再実施はいたしません。

このパンフレットは、旅行業法12条の4及び5による説明書面、契約書面の一部になります。

◆旅行企画・実施・お申し込み先 ※受付は平日9:30～17:00 ※8/13(火)～16(金)夏期休業

〒 栃木県知事登録旅行業 第2-680号

株式会社大田原ツーリズム

国内旅行業務取扱管理者 手塚 史規

※国内旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取扱う営業店での取引責任者です。旅行契約に関してご不明な点がございましたら、ご遠慮なくご質問ください。

TEL: 0287-47-6759

FAX: 0287-47-6760

〒324-0021 栃木県大田原市本町1-3-3

担当者: 藤田 悦男

◆イベントに関するお問い合わせ

大田原市観光協会

TEL: 0287-54-1110

〒324-0233 栃木県大田原市黒羽田町848